

令和5年度

茨城県地方薬事審議会資料

日時：令和6年2月19日午後3時～

場所：茨城県薬剤師会館3階 大会議室

茨城県保健医療部医療局薬務課

# 目 次

- ・ 茨城県地方薬事審議会条例
  
- ・ 議題（報告事項）
  - (1) 地域連携薬局等の認定状況について【資料1】
  - (2) 薬剤師確保対策について【資料2】
  - (3) 市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）対策等について【資料3】
  - (4) その他
  
- ・ 参考資料  
茨城県保健医療部医療局薬務課の主な業務  
認定薬局制度について

# 茨城県地方薬事審議会条例

昭和 36 年 7 月 5 日  
茨城県条例第 43 号

茨城県地方薬事審議会条例を公布する。

茨城県地方薬事審議会条例

(設置)

第 1 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、茨城県地方薬事審議会(以下「審議会」という。)をおく。(平 17 条例 16・平 26 条例 46・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係公務員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員は、任期満了前において当該地位又は職を退いたときは、委員の身分を失う。(昭 38 条例 51・一部改正)

(委員長)

第 4 条 審議会に委員長をおく。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもつてあてる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は関係公務員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人をおく。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年12月24日条例第51号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第1項第2号の規定により、初めて委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず昭和40年7月31日までとする。

付 則(平成17年条例第16号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

## 認定薬局の認定状況について

## ○認定状況

\* 地域連携薬局 140 薬局 (R5.12.31 現在)

・ R3.8.1 以降、169 薬局を認定。うち 29 薬局が基準に適合しなくなったことから認定廃止。

\* 専門医療機関連携薬局 6 薬局 (R5.12.31 現在)

・ 認定廃止はなし。

・ 認定申請を受けたものの基準を満たさない（是正できない）ため不認定とした事例はなし。

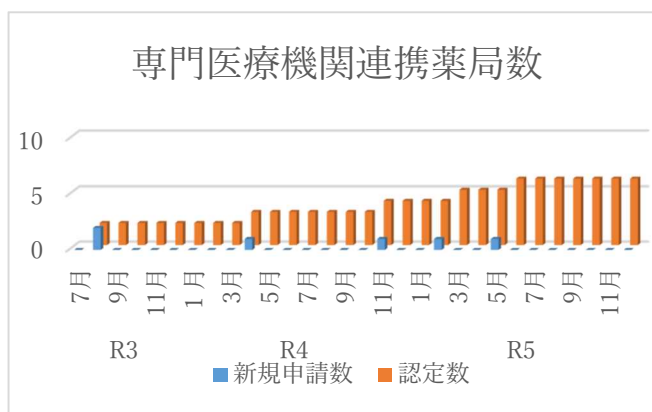
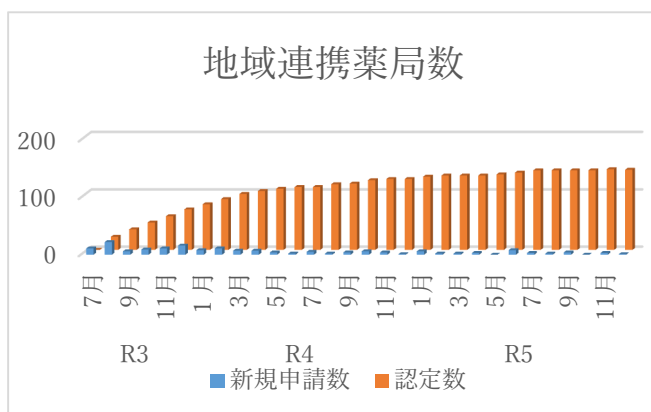
※全国の状況 (R5.12.31 時点)

<地域連携薬局>

①東京都：687、②神奈川県：364、③大阪府：280、④埼玉県：246、  
⑤北海道：205、⑥千葉県：197、⑦兵庫県：167、⑧茨城県、愛知県：140、  
⑩京都府：124

<専門医療機関連携薬局>

①東京都：16、②北海道、大阪府、神奈川県：13、  
⑤埼玉県、千葉県、愛知県：10、  
⑧福岡県：8、⑨茨城県、宮城県、滋賀県、兵庫県：6



- ・ 令和3年8月の制度開始からこれまで認定基準適合表等を基に審査を行い、令和5年末までに 169 薬局 (地域連携薬局) 6 薬局 (専門医療機関連携薬局) の認定を行った。
- ・ 認定数が着実に伸びている一方、異動や退職等で常勤薬剤師数の基準等認定基準に適合しなくなり、認定証の返納を行うなど、認定の維持が困難となる事例がみられる(29 薬局(地域連携薬局))。

## 認定薬局に係る地域性について

### ○地域連携薬局

令和5年末時点で、地域連携薬局が所在するのは35市町村であり、1軒もない自治体は次のとおり（9市町）。

小美玉市、鉾田市、稲敷市、かすみがうら市、大洗町、城里町、五霞町、利根町、河内町※（※河内町はそもそも薬局がない）

※厚労省は、日常生活圏（中学校区：216）ごとに少なくとも1薬局以上の地域連携薬局を目標としている。

<参考>

市町村別地域連携薬局数（令和5年末時点）

| 市町村    | 認定薬局数 | 市町村     | 認定薬局数 | 市町村     | 認定薬局数 |
|--------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 水戸市    | 22    | 北茨城市    | 2     | 石岡市     | 1     |
| つくば市   | 17    | 常陸太田市   | 2     | 神栖市     | 1     |
| 古河市    | 15    | 常陸大宮市   | 2     | 阿見町     | 1     |
| 日立市    | 9     | 桜川市     | 2     | 八千代町    | 1     |
| 常総市    | 7     | 坂東市     | 2     | 美浦村     | 1     |
| 牛久市    | 7     | 茨城町     | 2     | かすみがうら市 | 0     |
| 土浦市    | 6     | 境町      | 2     | 小美玉市    | 0     |
| 取手市    | 5     | 大子町     | 2     | 鉾田市     | 0     |
| 笠間市    | 5     | 東海村     | 2     | 大洗町     | 0     |
| 高萩市    | 3     | 下妻市     | 1     | 城里町     | 0     |
| 行方市    | 3     | つくばみらい市 | 1     | 河内町     | 0     |
| 結城市    | 3     | 潮来市     | 1     | 利根町     | 0     |
| 守谷市    | 3     | 那珂市     | 1     | 稲敷市     | 0     |
| 筑西市    | 3     | 鹿嶋市     | 1     | 五霞町     | 0     |
| ひたちなか市 | 3     | 龍ヶ崎市    | 1     |         |       |

- ・地域によって、地域連携薬局の取得状況に差がみられ、9市町においては未だ地域連携薬局の認定がない状況である。
- ・しかし、直近1年間で2市町（石岡市・阿見町）に新たに認定を受けた薬局ができるなど、一定の進捗は認められる。

### ○専門医療機関連携薬局

厚労省は、二次保健医療圏ごとに少なくとも1薬局以上の専門医療機関連携薬局を想定している。

<厚生労働省の想定する  
専門医療機関連携薬局数>

**県内9薬局**

※二次保健医療圏ごとに  
少なくとも1薬局以上

<令和5年度末の認定局数>

**県内6薬局**

<認定薬局が所在する  
二次保健医療圏数>

**3**

認定取得6薬局のうち、3薬局はつくば市、2薬局は水戸市に所在しており、地域による偏りがみられる状況である。※他土浦市に1薬局あり。

- ・専門医療機関連携薬局が所在するのは、二次保健医療圏で見ると、水戸、土浦、つくばの3つの保健医療圏のみであり、まだ県内全域に広まっている状況にない。

# 地域連携薬局数

全数 4,088 (令和5年12月31日時点)

|     |     |      |     |      |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道 | 205 | 東京都  | 687 | 滋賀県  | 49  | 徳島県  | 27  |
| 青森県 | 28  | 神奈川県 | 364 | 京都府  | 124 | 香川県  | 40  |
| 岩手県 | 26  | 新潟県  | 78  | 大阪府  | 280 | 愛媛県  | 35  |
| 宮城県 | 83  | 山梨県  | 13  | 兵庫県  | 167 | 高知県  | 22  |
| 秋田県 | 18  | 長野県  | 48  | 奈良県  | 29  | 福岡県  | 120 |
| 山形県 | 23  | 富山県  | 42  | 和歌山県 | 16  | 佐賀県  | 8   |
| 福島県 | 66  | 石川県  | 39  | 鳥取県  | 17  | 長崎県  | 32  |
| 茨城県 | 140 | 岐阜県  | 49  | 島根県  | 14  | 熊本県  | 34  |
| 栃木県 | 60  | 静岡県  | 119 | 岡山県  | 50  | 大分県  | 32  |
| 群馬県 | 54  | 愛知県  | 140 | 広島県  | 97  | 宮崎県  | 22  |
| 埼玉県 | 246 | 三重県  | 64  | 山口県  | 30  | 鹿児島県 | 35  |
| 千葉県 | 197 | 福井県  | 12  |      |     | 沖縄県  | 7   |



# 専門医療機関連携薬局数

全数 178 (令和5年12月31日時点)

|     |    |      |    |      |    |      |   |
|-----|----|------|----|------|----|------|---|
| 北海道 | 13 | 東京都  | 16 | 滋賀県  | 6  | 徳島県  | 1 |
| 青森県 | 1  | 神奈川県 | 13 | 京都府  | 3  | 香川県  | 0 |
| 岩手県 | 2  | 新潟県  | 1  | 大阪府  | 13 | 愛媛県  | 2 |
| 宮城県 | 6  | 山梨県  | 0  | 兵庫県  | 6  | 高知県  | 1 |
| 秋田県 | 0  | 長野県  | 5  | 奈良県  | 0  | 福岡県  | 8 |
| 山形県 | 3  | 富山県  | 3  | 和歌山県 | 0  | 佐賀県  | 3 |
| 福島県 | 1  | 石川県  | 1  | 鳥取県  | 0  | 長崎県  | 5 |
| 茨城県 | 6  | 岐阜県  | 1  | 島根県  | 1  | 熊本県  | 2 |
| 栃木県 | 4  | 静岡県  | 3  | 岡山県  | 3  | 大分県  | 1 |
| 群馬県 | 3  | 愛知県  | 10 | 広島県  | 2  | 宮崎県  | 0 |
| 埼玉県 | 10 | 三重県  | 4  | 山口県  | 2  | 鹿児島県 | 2 |
| 千葉県 | 10 | 福井県  | 0  |      |    | 沖縄県  | 1 |

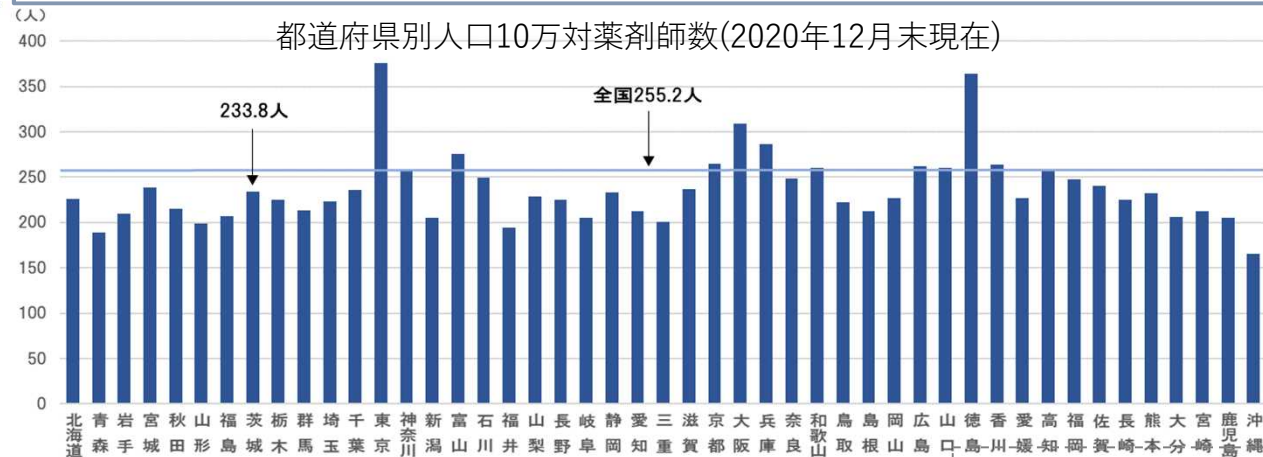
# 本県における薬剤師数の推移

資料 2

## 現状・課題

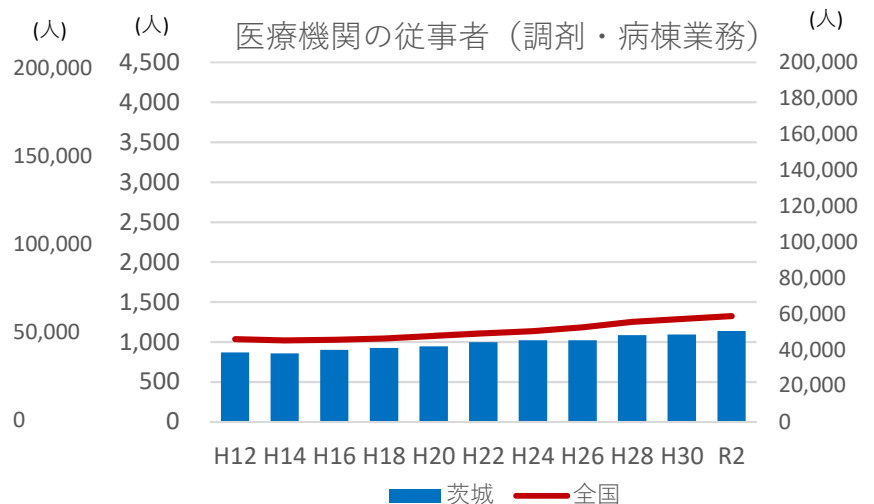
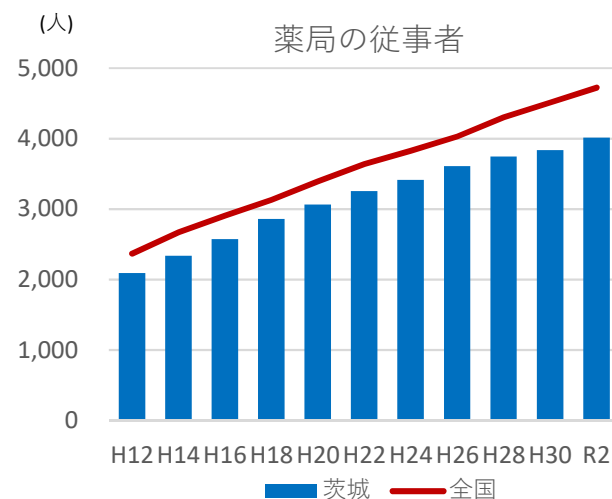
全国の人口10万対薬剤師数の状況

本県の人口10万対薬剤師数は233.8人と、全国平均の255.2人を下回り、全国20位となっている。



本県の業態別(薬局・医療機関)薬剤師数の推移

・従事先を比較すると、薬局の従事者は、本県も含め全国で増加傾向にある一方で、医療機関の従事者については、横ばいないし微増の状況で、全国平均との差が広がっている。



# 本県における病院薬剤師の偏在状況

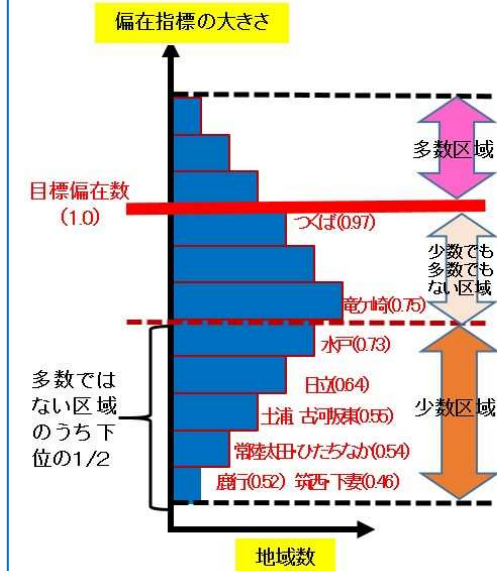
## 現状・課題

### 茨城県 薬剤師偏在指標

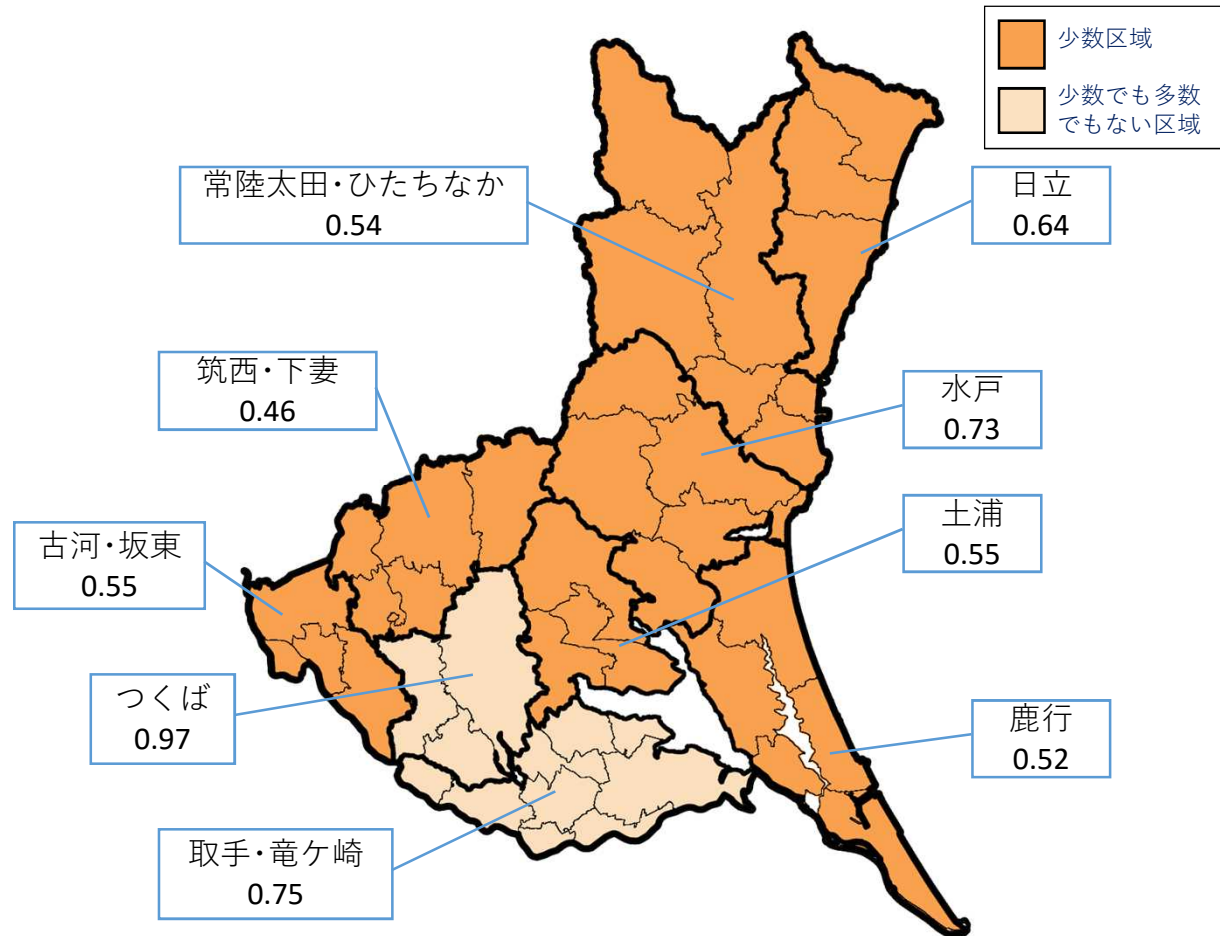
全体（病院+薬局）  
0.90（全国26位）

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 病院薬剤師           | 薬局薬剤師           |
| 0.67<br>(全国39位) | 0.99<br>(全国20位) |

### 薬剤師偏在指標に基づく区域設定のイメージ図



### 二次医療圏別 病院薬剤師偏在指標



※ 薬剤師偏在指標 = 薬剤師の実際の労働時間（供給）÷ 薬剤師の必要業務時間（需要）\* 国調査等による算出値。1.0が望ましいとされている。

病院薬剤師については、全ての医療圏で目標偏在数(1.0)を下回っており、7医療圏（つくば、取手・竜ヶ崎を除く）が「少数区域」に該当している。

# 保健医療計画における薬剤師確保の位置づけ

## 今後の対応方針

### 《方針》

- ▶ 国から示された薬剤師偏在指標により、本県において、薬剤師の地域偏在や病院薬剤師が少数である等の課題が明らかになったことから、来年度開始の「**第8次保健医療計画(2024～2029年度)**（\*第9次計画も継続予定）」に薬剤師確保策を盛り込む方針となった。

## 第8次保健医療計画＜薬剤師確保＞【概要】

- ①本県における現状・課題（薬剤師の偏在状況）
- ・ 県全体の薬剤師偏在指標(0.90)が1.0を下回っており、地域の実情に応じた偏在の解消に向けた取組が重要
  - ・ 本県においては、特に病院薬剤師の不足が懸念される状況。また、地域的な偏在が顕在化している。

### ②目標・計画期間

- ・ 目標：2036年までに、不足している病院薬剤師を確保することを目標
- ・ 計画期間：保健医療計画2期分（12年）

### ③薬剤師確保に向けた施策

- 短期、中期、長期的な対策やターゲットに適した施策を実施
- ・ 薬学部への地域枠設置
- ・ 大学生対象の病院合同就職説明会
- ・ 復職・転職支援研修会の開催
- ・ 将来の薬剤師確保に向けた取組 など

## 【目標】 目標項目：県内の病院薬剤師数

| 現状                | 目標値                                    |
|-------------------|--|
| 1,036人<br>(2020年) | 1,181人 (2030年)<br>※最終目標は2036年までに1,327人 |

# 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

## ロオーバードーズ

- 薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬などを用法や用量を守らずに、大量に飲み続けるなど誤った使用をすること。
- 近年、若年者を中心にオーバードーズが増加、社会問題となっている。

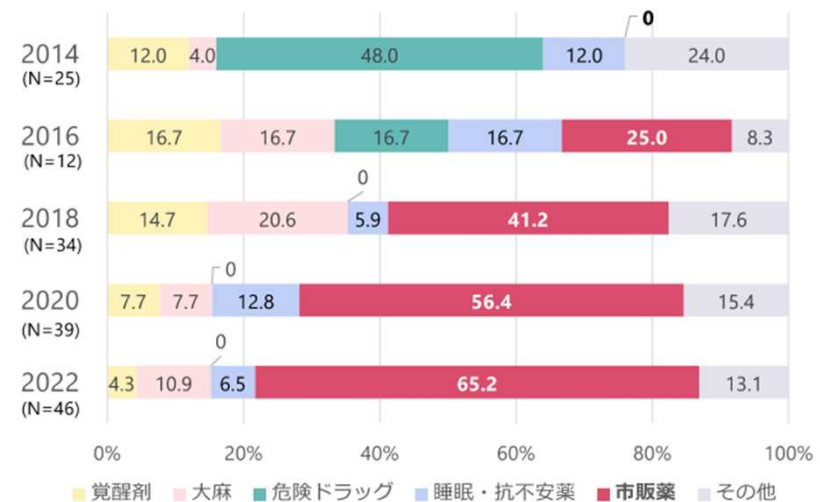
「過去1年以内に市販薬の乱用経験がある」という高校生

**約60人に1人の割合**

(高校生全体の1.57%、推計値)



\*「薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021」  
(国立精神・神経医療研究センター)



\*「全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移」  
(国立精神・神経医療研究センター)

# 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

## □医薬品の適正使用

- 薬機法に基づき、「**濫用等のおそれのある医薬品**」は販売規制がされている。

1. 薬局又は医薬品販売業者は、薬剤師または登録販売者に次の事項を確認させること

- ① 購入しようとする者が若年者である場合は、**氏名及び年齢**
- ② 購入者又は使用者について、他の薬局等での濫用等おそれのある医薬品の**購入及び譲受状況**
- ③ 適正な使用のために必要な量(原則1包装)を超えて購入しようとする場合は、**その理由**

2. 適正な使用のために必要と認められる数量(**原則1包装**)に**限り販売**すること。



# 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

## 茨城県の相談窓口

### ○精神保健福祉センター

薬物の問題を抱えるご本人やご家族の相談をお受けしています。

相談援助課:電話番号029-243-2870

受付時間:月曜日から金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。

### ○子どもホットライン

いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など

対象:子ども専用 相談方法:電話、FAX、メール

電話:029-221-8181 FAX:029-302-2166 E-mail:kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

受付時間:24時間

### ○いばらき子どもSNS相談

学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分自身のことなど

対象:小中高生 相談方法:SNS(LINE)

受付時間:毎日 18:00~22:00

### ○こころのSNS相談@いばらき談

対象:学生でも大人でも、県内在住の方、県内に通勤通学している方ならどなたでも利用可

受付時間:毎日 17:00~22:00 ※土日祝日や年末年始も相談可



薬務課ホームページ

## 濫用等のおそれのある医薬品の販売について

### 【背景】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が拡大しつつあり、現状の販売規制（省令により、若年者に氏名年齢の確認をする、適正使用に必要な量（原則として1包装）のみの販売とし、それ以上購入する場合には理由を確認する）では不十分。

### 【方策】

- 原則として小容量1個の販売とし、20歳未満の者に対しては複数個・大容量の製品は販売しない。
- 販売時の購入者の状況確認・情報提供を義務とする。
- 資格者による購入者の状況確認・販売可否の判断のため、また、必要な場合に支援につなげる等資格者がゲートキーパーとしての役割を果たすことを期待し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンラインとする（20歳以上の小容量1個販売時を除く）。
- 20歳未満の者等必要な場合には、身分証の提示等の方法により氏名・年齢等を確認・記録し、記録を参照して販売を行う。
- 医薬品の外箱に注意喚起を表示する。
- 情報提供の実効性と不正入手防止のため、直接手に取れない方法で販売する。

| ○：義務<br>△：努力義務<br>－：規定なし | 現状               |       | 改正案          |                         |           |
|--------------------------|------------------|-------|--------------|-------------------------|-----------|
|                          | 若年者              | 若年者以外 | 20歳未満        | 20歳以上                   |           |
|                          | (包装サイズ区別なし)      |       | 小容量(注1)      | 小容量                     | 複数・大容量    |
| 確認・情報提供の方法               | －                |       | 対面orオンライン    | 対面、オンラインor通常のインターネット販売等 | 対面orオンライン |
| 購入者の状況確認                 | △                |       | ○            | ○                       |           |
| 複数購入理由の確認                | ○                |       | －            | －                       | ○         |
| 氏名等の確認、記録の作成、保存          | ○<br>(氏名年齢の確認のみ) | －     | ○            | 必要な場合(注2)<br>○          | ○         |
| 他店での購入状況                 | ○                |       | ○            | ○                       |           |
| 濫用等に関する情報提供              | △                |       | ○            | ○                       |           |
| 陳列場所                     | (情報提供場所から7m以内)   |       | 購入者の手の届かない場所 |                         |           |

注1 20歳未満の者には複数・大容量は販売しない。

注2 頻回購入の防止のため、次の場合に氏名等の確認・記録の作成及び記録を参照した販売を行う。

- ・対面又はオンライン等により、購入者が未成年ではないことが確実に確認でき、また、購入者の状況も確認できる場合において、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合。
- ・インターネット販売等非対面での販売の場合。



# 大麻の現状①

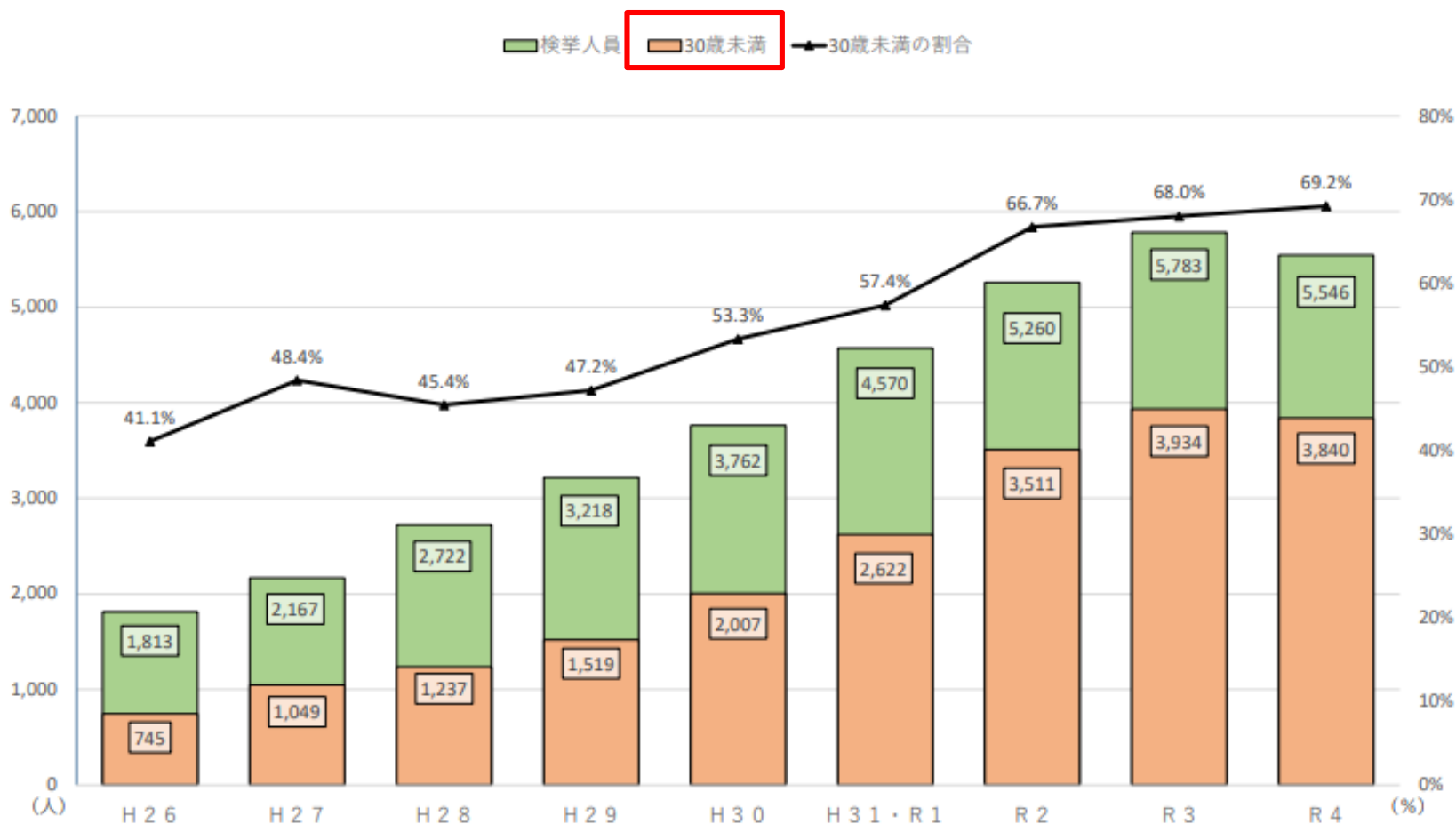
---

- 大麻事犯の検挙人員は、令和3年まで8年連続で増加し過去最高を更新。令和4年の検挙者数も、同様に高い水準。
- 本県でも、平成26年以降増加傾向にあり、薬物事犯の検挙者数の約3割を占める状況。
- 若年層の検挙者数は増加傾向にあり、低年齢化が懸念されている。
- 特に、近年、大学生の大麻乱用が問題となっている。



## 大麻事犯における検挙人員及び30歳未満の割合

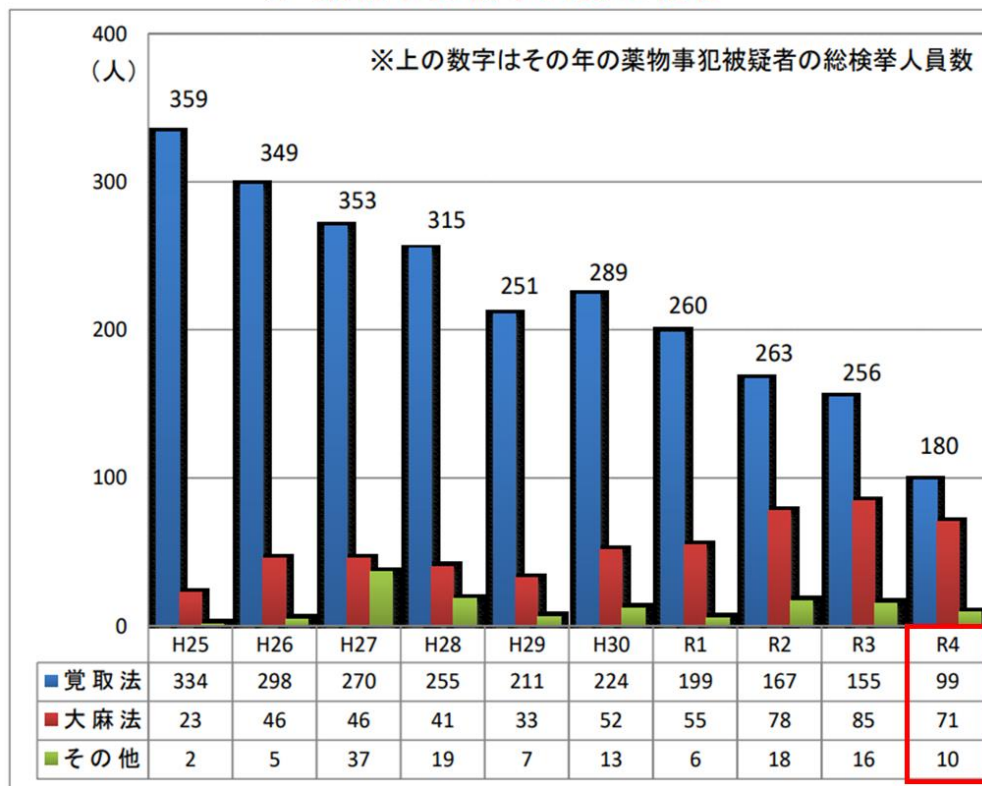
- 大麻事犯における30歳未満の検挙人員は、過去最多を更新した昨年と同水準
- 大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合は69.2%



引用:厚生労働省

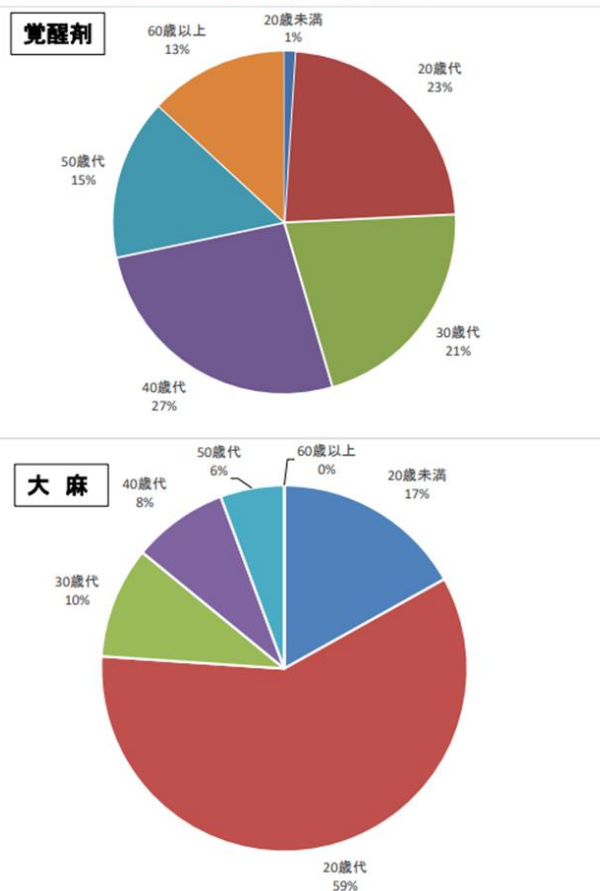
# 茨城県内の薬物事犯検挙人員

## ☆ 薬物事犯検挙人員の推移



※その他 … ○麻薬及び向精神薬取締法 ○麻薬特例法  
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

## ☆ 年代別の割合(令和4年中)



# 大麻の現状②

- **大麻の形態の多様化**。大麻オイル、大麻ワックス等の大麻濃縮物（高濃度のTHC含有）の市場流通や、**大麻含有食品**等の持ち込みのおそれ。
- 昨今、大麻の有害成分であるTHCを高濃度で含む大麻ワックス等の大麻濃縮物の乱用拡大が認められ、人体への影響の増大が懸念されている。
- **海外渡航者**に対する注意喚起や訪日外国人に対する持込禁止の徹底を図る必要がある。

大麻ワックス



大麻リキッド



チョコ



クッキー



グミ



# 危険ドラッグ対策

## □大麻グミ

- 大麻の類似成分を含むグミやクッキーによる健康被害が全国で発生。
- 県内でも、20代数人が「大麻クッキー」(袋にTHCHとの記載)で病院に救急搬送。(県警)
- 薬務課と県警で県内店舗への立入を実施。



画像引用元: NHK NEWS

## □規制

- R5.12.2指定薬物

HHCH

- R5.12.21広域規制製品

38品目

- R6.1.6指定薬物

HHCv、HHCB、HHC、HHCH、HHCP、HHC-Octyl、HHCjd



# 主な啓発活動

---

## ① 麻薬等乱用防止キャンペーン開催

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/20～7/19):12箇所、啓発対象者:約11,450人
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10/1～11/30):18箇所、啓発対象者:約33,100人

## ② 各種イベント(高校野球大会、高校サッカー大会等)会場での横断幕掲示、啓発資材の配布

## ③ 啓発映像の放映

- 県内映画館(2劇場)(夏季休暇期間):来場者約167,000人
- 運転免許試験センターのモニター(通年)
- 大洗駅待合室内デジタルサイネージ(7月)
- 常陽銀行デジタルサイネージ(101店舗)(11/6～11/10)

## ④ 公共交通機関内等での啓発

- 常磐線及び関東鉄道バスの車内でのポスター掲示及びバス車内放送(12/1～12/31)
- 市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)に係るTX車内広告(2/1～2/29)

# 主な啓発活動

---

- ⑤ 海外渡航者への啓発
  - 茨城空港における啓発資材の配布(8/24):約1,400人
- ⑥ 新聞折り込み広告掲載による啓発
  - ドラッグストア (R6.2~R6.3予定)
- ⑦ SNSによる啓発
  - 保健医療部公式Xを活用した啓発(通年)
- ⑧ 関係機関と連携した広報活動
  - 各種広報媒体を用いた広報(県広報紙ひばり、IBS放送、県民情報センター等)
  - 県関係機関が実施する各種活動での啓発
  - 県所管団体等への啓発活動参画やパンフレット配布の協力依頼

# 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

## 改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

### 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。  
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。  
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。 等

## 施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）



## 薬務課主要施策体系

参考資料

### [1] 血液対策及び移植医療の推進

- 1 血液製剤の安定供給の確保
  - (1) 献血制度の推進
  - (2) 市町村献血推進事業への支援
- 2 臓器移植の普及啓発等の推進
- 3 造血幹細胞移植の推進
  - (1) 造血幹細胞移植の普及啓発
  - (2) 骨髄ドナー登録の強化
  - (3) 市町村骨髄ドナー助成事業への支援

### [2] 医薬品等の安全対策の充実

- 1 医薬品等の安全確保
  - (1) 医薬品等製造業及び販売業者等の指導
  - (2) 医薬品等の試験検査
  - (3) 無承認無許可医薬品の流通防止
  - (4) 登録販売者試験の実施
- 2 医薬品等の適正使用の推進
  - (1) 県民への「医薬品の正しい知識」の普及啓発
  - (2) 医療機関等への医薬品に係る情報提供
- 3 毒物及び劇物の安全対策
  - (1) 営業者等の指導
  - (2) 毒物劇物取扱者試験の実施

### [3] 薬局等の機能強化と地域医療の充実

- 1 薬局機能の充実及び在宅医療の推進
- 2 後発医薬品の使用促進

### [4] 薬物乱用防止対策の推進

- 1 取締りの強化
  - (1) 麻薬取扱者等への指導
  - (2) 乱用薬物の規制・取締り
- 2 啓発の強化及び教育の充実
- 3 再乱用防止対策の推進

### [5] 温泉の保護と適正利用の推進

- 1 温泉の許可及び指導

### [6] 緊急医薬品等の確保・供給

- 1 災害救助用医薬品等の確保・備蓄
- 2 安定ヨウ素剤の備蓄と事前配布体制の確立
- 3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

## 認定薬局制度について

### 1. 制度の概要

- ・令和元年12月4日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）等の一部を改正する法律が公布、令和3年8月1日に施行された。
- ・新たに始まった認定薬局制度は、患者が自分自身に適した薬局を選択できるよう、役割に応じた機能を有すると認められる薬局について、県が認定を行うもの。
- ・認定を受けた薬局は、「地域連携薬局」又は「専門医療機関連携薬局」と称することができる。

### 2. 認定薬局の種別

- ・認定薬局は、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の2種類ある。
- ・地域連携薬局とは、入院、退院時の医療機関との情報連携や在宅医療で他の薬局と連携しながら、一元的・継続的に対応することができる薬局のこと。
- ・専門医療機関連携薬局とは、がんなどの専門的な薬学管理に、専門医療機関と密に連携して治療方針などを共有しつつ、高い専門性がある特殊な調剤にも対応できる薬局のこと。現在、傷病はがんのみ指定されている。

### 3. 認定の要件について

- ・令和3年1月29日薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について」（認定薬局関係）の別添適合表に適合することを認定の要件としている。
  - ・別添（一）地域連携薬局認定基準適合表
  - ・別添（二）専門医療機関連携薬局（がん）認定基準適合表

別添(一)

地域連携薬局 認定基準適合表

実績の対象期間: 年 月 ~ 年 月

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 1 | 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 (第1項第1号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備</li> <li>・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備</li> </ul>   | 別紙( )のとおり |
| 2 | 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(第1項第2号) <p>※該当する項目をチェックすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。</li> <li><input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造<br/>具体的な構造 ( _____ )</li> </ul>                             | 別紙( )のとおり |
| 3 | 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加(第2項第1号) <p>※過去1年間に参加した会議をチェックすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議<br/>(主催者: _____ )</li> <li><input type="checkbox"/> 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議</li> <li><input type="checkbox"/> 退院時カンファレンス<br/>(医療機関の名称: _____ )</li> <li><input type="checkbox"/> その他の会議<br/>(具体的な会議の名称: _____ )</li> </ul> |           |
| 4 | 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 (第2項第2号) <p>主な連携先の医療機関</p> 名 称①: _____<br>所在地①: _____<br>名 称②: _____<br>所在地②: _____   |           |
| 5 | 上記の報告及び連絡した実績 (第2項第3号) <p>年間(_____)回 (月平均(_____)回)<br/>                 うち、入院時(_____)回、外来受診時(_____)回、<br/>                 退院時(_____)回、在宅訪問時(_____)回</p>  | 別紙( )のとおり |
| 6 | 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制 (第2項第4号) <p>利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し(該当部分)を添付</p>   | 別紙( )のとおり |
| 7 | 開店時間外の相談に対応する体制 (第3項第1号) <p>開店時間 平 日 : ~ :<br/>                 土 曜 : ~ :<br/>                 日 祝 日 : ~ :</p> 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法<br>※該当する項目をチェックすること <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 文書により交付</li> <li><input type="checkbox"/> 薬袋に記入</li> </ul>   | 別紙( )のとおり |

|    |   |                          |
|----|---|--------------------------|
| 8  | 休日及び夜間の調剤応需体制（第3項第2号）   |                          |
|    | 自局での対応時間  | 休日 : ~ :<br>平日(夜間) : ~ : |
|    | 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付<br>(参考)過去1年間の調剤の実績( )回   | 別紙( )のとおり                |
| 9  | 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制<br>(第3項第3号)  |                          |
|    | 医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所<br>の写し(該当部分)を添付<br>(参考)過去1年間の医薬品提供の実績( )回  | 別紙( )のとおり                |
| 10 | 麻薬の調剤応需体制（第3項第4号）   |                          |
|    | ※該当する項目をチェックすること<br><input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号( )<br><input type="checkbox"/> 免許証原本の提示<br>(参考)過去1年間の調剤の実績( )回   |                          |
| 11 | 無菌製剤処理を実施できる体制（第3項第5号）  |                          |
|    | ※該当する項目をチェックすること<br><input type="checkbox"/> 自局で対応<br><input type="checkbox"/> 共同利用による対応<br><input type="checkbox"/> 他の薬局を紹介<br>薬局の名称: _____<br>薬局の所在地: _____<br>(参考)過去1年間の実績( )回 | 別紙( )のとおり                |
| 12 | 医療安全対策（第3項第6号）  |                          |
|    | 医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること  |                          |
|    | <input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告<br>(参考)過去1年間の報告回数( )回  |                          |
|    | <input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加<br>(参考)過去1年間の報告回数( )回   |                          |
| 13 | ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第3項第7号）<br>・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師<br>(第3項第8号)  |                          |
|    | 常勤として勤務している薬剤師数   | ( )人                     |
|    | 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数  | ( )人                     |
|    | 研修を修了した常勤薬剤師数   | ( )人                     |
|    | 第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧  | 別紙( )のとおり                |
| 14 | 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第3項第9号）  |                          |
|    | 研修の実施計画の写しを添付   | 別紙( )のとおり                |

|                   |   |                                    |           |
|-------------------|---|------------------------------------|-----------|
| 15                | 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供<br>(第3項第10号)          | 情報提供先( )<br>※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する | 別紙( )のとおり |
|                   | (参考)情報提供の回数( )回                                       |                                    |           |
|                   |   |                                    |           |
| 16                | 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績 (第4項第1号)            | 年間( )回 (月平均( )回)                   |           |
|                   | (参考) 過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数( )人 |                                    |           |
| 17                | 医療機器及び衛生材料を提供するための体制 (第4項第2号)                         | ※該当する項目をチェックすること                   |           |
|                   | <input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等の販売業の許可番号( )        |                                    |           |
|                   | <input type="checkbox"/> 許可証原本の提示                     |                                    |           |
| (参考) 提供した医療機器等( ) |   |                                    |           |

(参考)認定基準適合表の記載要領

1 (第1項第1号)

該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

2 (第1項第2号)

該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

3 (第2項第1号)

過去1年間に参加した地域包括ケアシステムの構築に資する会議にチェックした上で必要事項を記載すること。

4 (第2項第2号)

連携先として、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡している主な医療機関の名称及び所在地を記載すること。医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載すること。

5 (第2項第3号)

過去1年間の実績として報告及び連絡した回数を記載すること。報告及び連絡した際の資料(情報提供文書等)の写しを1回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングすること。

6 (第2項第4号)

他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する方法等を示した手順書等の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

7 (第3項第1号)

「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載すること。「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付すること。

8 (第3項第2号)

「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。地域の調剤応需体制がわかる資料として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付すること。

参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。

9 (第3項第3号)

他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

参考として、過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供した回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。

10 (第3項第4号)

麻薬小売業者の免許証の番号を記載すること(免許証の原本の提示でも差し支えないこと)。

参考として、過去1年間に麻薬を調剤した回数(麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨)を記載すること。

11 (第3項第5号)

「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等を添付すること。「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写しを添付すること。「他の薬局を紹介」の場合は、紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

参考として、過去1年間の無菌製剤処理による調剤回数(無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋枚数。実績がない場合はその旨)を記載すること。「他の薬局を紹介」の場合

は、無菌製剤処理に係る調剤に限り他の薬局を紹介して対応した回数を指すものとする。

12 (第3項第6号)

「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載すること。

13 (第3項第7号及び第8号)

「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数、「研修を修了した常勤薬剤師数」は本通知第2の3(8)の研修を修了した薬剤師数を記載すること。「第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修修了の有無を記載した一覧を添付すること。このうち、第8号に該当する薬剤師は、健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写しを添付すること(当該修了証等の原本の提示でも差し支えないこと)。

(薬剤師一覧の記載例)

薬剤師の氏名 ○○○○(第○○○○○○○号)

常勤の勤務期間 平成○年○月○日～現在

研修修了の有無 研修修了

14 (第3項第9号)

研修の実施計画の写しを添付すること。

15 (第3項第10号)

「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載すること。また、情報提供の内容は、新薬の情報や同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を1回分添付すること。

参考として、過去1年間に情報提供した回数を記載すること。

16 (第4項第1号)

過去1年間の実績として居宅等を訪問して指導等を行った回数を記載すること。参考として、過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者の総数を記載すること。

17 (第4項第2号)

高度管理医療機器等の販売業の許可番号を記載すること(許可証の原本の提示でも差し支えないこと)。

参考として、過去1年間に提供した医療機器、衛生材料の例(実績がない場合はその旨)を記載すること。

18 認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙( )のとおり」の括弧にその資料番号を記載すること。

19 記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えないこと。

20 この様式の大きさは、A4とすること。

別添(二)

専門医療機関連携薬局（がん） 認定基準適合表

実績の対象期間： 年 月～ 年 月

|              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| 1            | 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第2項第1号）  | 別紙( )のとおり |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備</li> <li>・相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備</li> </ul>   |           |
| 2            | 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第2項第2号）  | 別紙( )のとおり |
|              | <p>※該当する項目をチェックすること</p> <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。<br><input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。<br><input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。<br><input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造<br>具体的な構造 ( ) |           |
| 3            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第3項第1号）</li> <li>・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第3項第2号）</li> </ul>  |           |
|              | 主な連携先の医療機関  |           |
|              | 名称①: _____  |           |
|              | 所在地①: _____   |           |
|              | 名称②: _____  |           |
| 所在地②: _____  |   |           |
| 会議の名称: _____ |   |           |
| 4            | 上記の報告及び連絡した実績（第3項第3号）   | 別紙( )のとおり |
|              | 過去1年間のがん患者総数( )人<br>うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数( )人   |           |
|              | (参考)報告及び連絡した情報提供回数 年間( )回   |           |
| 5            | 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制(第3項第4号)  | 別紙( )のとおり |
|              | 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し(該当部分)を添付  |           |
| 6            | 開店時間外の相談に対応する体制（第4項第1号）   | 別紙( )のとおり |
|              | 開店時間 平日 : ~ :<br>土曜 : ~ :<br>日祝日 : ~ :  |           |
|              | 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法<br>※該当する項目をチェックすること<br><input type="checkbox"/> 文書により交付<br><input type="checkbox"/> 薬袋に記入   |           |
| 7            | 休日及び夜間の調剤応需体制（第4項第2号）   | 別紙( )のとおり |
|              | 自局での対応時間 休日 : ~ :<br>平日(休日) : ~ :   |           |
|              | 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付  |           |
|              | (参考)過去1年間の調剤の実績( )回   |           |



|    |   |           |
|----|---|-----------|
| 8  | 在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第4項第3号）   |           |
|    | がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分)を添付   | 別紙( )のとおり |
|    | (参考)過去1年間のがんに係る医薬品提供の実績( )回   |           |
| 9  | 麻薬の調剤応需体制（第4項第4号）   |           |
|    | ※該当する項目をチェックすること<br><input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号( )<br><input type="checkbox"/> 免許証原本の提示                            |           |
|    | (参考)過去1年間の調剤の実績( )回   |           |
| 10 | 医療安全対策（第4項第5号）  |           |
|    | 医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること  |           |
|    | <input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告<br>(参考)過去1年間の報告回数( )回  |           |
|    | <input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加<br>(参考)過去1年間の報告回数( )回   |           |
|    | <input type="checkbox"/> その他の取組<br>具体的な医療安全対策の内容( )   |           |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第4項第6号）</li> <li>がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師（第4項第7号）</li> </ul> |           |
|    | 常勤として勤務している薬剤師数   | ( )人      |
|    | 継続して 1年以上勤務している常勤薬剤師数   | ( )人      |
|    | 第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧  | 別紙( )のとおり |
| 12 | がんに係る専門的な内容の研修の受講（第4項第8号）   |           |
|    | 研修の実施計画の写しを添付   | 別紙( )のとおり |
| 13 | 地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施(第4項第9号)  |           |
|    | 研修の実施計画の写しを添付   | 別紙( )のとおり |
| 14 | 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供（第4項第10号）   |           |
|    | 情報提供先( )<br>※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する。   | 別紙( )のとおり |
|    | (参考)情報提供の回数( )  |           |

(参考) 認定基準適合表の記載要領

1 (第2項第1号)

該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

2 (第2項第2号)

該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。

3 (第3項第1号及び第2号)

「主な連携先の医療機関」は、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載すること。

医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載すること。

「会議の名称」は、過去1年間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載すること。

4 (第3項第3号)

過去1年間の実績として該当する人数を記載すること。がん患者は、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。報告及び連絡した際の資料(情報提供文書等)の写しを1回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングすること。

参考として、がん患者に係る情報を報告及び連絡した回数を記載すること。

5 (第3項第4号)

他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する方法等を示した手順書等の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

6 (第4項第1号)

「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載すること。「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付すること。

7 (第4項第2号)

「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。「地域における調剤応需体制」は具体的な休日及び夜間における当番日を示すものを添付すること。

参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。

8 (第4項第3号)

他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。

参考として、過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じてがんに係る医薬品を提供した回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。

9 (第4項第4号)

麻薬小売業者の免許証の番号を記載すること(免許証の原本の提示でも差し支えないこと)。

参考として、過去1年間に麻薬を調剤した回数(麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。)を記載すること。

10 (第4項第5号)

「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策

を行つている場合に、その概要を記載すること。

11 (第4項第6号及び第7号)

「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数を記載すること。「第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、がんに係る専門性の認定の有無を記載した一覧を添付すること。このうち、第7号に該当する薬剤師は、規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付すること(当該書類の原本の提示でも差し支えないこと)。

(薬剤師一覧の記載例)

薬剤師の氏名 ○○○○(第○○○○○○○号)

常勤の勤務期間 平成○年○月○日～現在

がんに係る専門性の認定の有無 有(○○学会認定)

12 (第4項第8号)

研修の実施計画の写しを添付すること。

13 (第4項第9号)

研修の実施計画の写しを添付すること。

14 (第4項第10号)

「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載すること。また、情報提供の内容は、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を1回分添付すること。

参考として、過去1年間にこれらの情報を提供した回数を記載すること。

15 認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙( )のとおり」の括弧にその資料番号を記載すること。

16 記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えないこと。

17 この様式の大きさは、A4とすること。